

寒川町健康管理センター条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
(利用の申請) 第2条 条例第7条第1項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は寒川町健康管理センター利用申請書（第1号様式）を<u>指定管理者（条例第3条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）</u>に提出しなければならない。 (利用の承認) 第3条 <u>指定管理者</u>は、前条の規定による申請があつた場合は、内容を審査し、寒川町健康管理センター利用決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。 (利用の変更又は取消し) 第4条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日時等の変更又は利用の取消しをしようとするときは、速やかに寒川町健康管理センター利用変更（取消）申請書（第3号様式）に前条の規定により交付を受けた寒川町健康管理センター利用決定通知書を添えて、<u>指定管理者</u>に申請しなければならない。 2 <u>指定管理者</u>は、前項の規定による申請があつた場合は、内容を審査し、寒川町健康管理センター利用変更（取消）決定通知書（第4号様式）により、利用者に通知するものとする。 (原状回復義務) 第6条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、利用した施設等を原状に復し、その旨を寒川町健康管理センター利用報告書（第5号様式）により、<u>指定管理者</u>に報告しなければならない。 (管理上の立入り) 第7条 利用者は、<u>指定管理者</u>が管理上特に必要があつて利用している施設への立入りを要求したときは、拒むことは	(利用の申請) 第2条 条例第6条第1項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は寒川町健康管理センター利用申請書（第1号様式）を<u>町長</u> _____に提出しなければならない。 (利用の承認) 第3条 <u>町長</u>は、前条の規定による申請があつた場合は、内容を審査し、寒川町健康管理センター利用決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。 (利用の変更又は取消し) 第4条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日時等の変更又は利用の取消しをしようとするときは、速やかに寒川町健康管理センター利用変更（取消）申請書（第3号様式）に前条の規定により交付を受けた寒川町健康管理センター利用決定通知書を添えて、<u>町長</u>_____に申請しなければならない。 2 <u>町長</u>は、前項の規定による申請があつた場合は、内容を審査し、寒川町健康管理センター利用変更（取消）決定通知書（第4号様式）により、利用者に通知するものとする。 (原状回復義務) 第6条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、利用した施設等を原状に復し、その旨を寒川町健康管理センター利用報告書（第5号様式）により、<u>町長</u>_____に報告しなければならない。 (管理上の立入り) 第7条 利用者は、<u>町長</u>_____が管理上特に必要があつて利用している施設への立入りを要求したときは、拒むことは

できない。

（損傷等の届出）

第8条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

第1号様式（第2条関係）

寒川町健康管理センター利用申請書	
(あて先)指定管理者	
年 月 日	
住 所	
氏 名	
団体の場合は名称及び代表者氏名	
電 話	
利 用 日 時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
利 用 施 設	☐ 予防接種室 ☐ 多目的ホール ☐ 会議室1大 ☐ 会議室2中 ☐ 栄養実習室 ☐ ミーティングルーム ☐ 母子保健室 ☐ シャワー室 ☐ 屋外
利 用 目 的	
利 用 人 数	人

第2号様式（第3条・第4条関係）

寒川町健康管理センター利用決定通知書	
年 月 日	
様	
指定管理者 印	
年 月 日付けで申請のありました寒川町健康管理センターの利用について、次のとおり通知します。	
決 定 区 分	☐ 承 認 ☐ 不 承 認
利 用 日 時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
利 用 施 設	☐ 予防接種室 ☐ 多目的ホール ☐ 会議室1大 ☐ 会議室2中 ☐ 栄養実習室 ☐ ミーティングルーム ☐ 母子保健室 ☐ シャワー室 ☐ 屋外
承 認 条 件 (不承認理由)	
備 考	

できない。

（損傷等の届出）

第8条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を町長に届け出て、その指示を受けなければならない。

第1号様式（第2条関係）

寒川町健康管理センター利用申請書	
(宛先)寒川町長	
年 月 日	
住 所	
氏 名	
団体の場合は名称及び代表者氏名	
電 話	
利 用 日 時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
利 用 施 設	☐ 予防接種室 ☐ 多目的ホール ☐ 会議室1大 ☐ 会議室2中 ☐ 栄養実習室 ☐ ミーティングルーム ☐ 母子保健室 ☐ 屋外
利 用 目 的	
利 用 人 数	人

第2号様式（第3条・第4条関係）

寒川町健康管理センター利用決定通知書	
年 月 日	
様	
寒川町長	
年 月 日付けで申請のありました寒川町健康管理センターの利用について、次のとおり通知します。	
決 定 区 分	☐ 承 認 ☐ 不 承 認
利 用 日 時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
利 用 施 設	☐ 予防接種室 ☐ 多目的ホール ☐ 会議室1大 ☐ 会議室2中 ☐ 栄養実習室 ☐ ミーティングルーム ☐ 母子保健室 ☐ 屋外
承 認 条 件 (不承認理由)	
備 考	

第3号様式（第4条関係）

寒川町健康管理センター利用変更(取消)申請書		年 月 日
(あて先)指定管理者		
住 所		
氏 名 (団体の場合は名称及び代表者氏名)		
電 話		
次のとおり寒川町健康管理センターの利用変更(取消)を申請します。		
申 請 区 分	☐ 変 更 ☐ 取 消	
利 用 日 時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで	
利 用 施 設	☐ 予防接種室 ☐ 多目的ホール ☐ 会議室1大 ☐ 会議室2中 ☐ 栄養実習室 ☐ ミーティングルーム ☐ 母子保健室 ☐ シャワー室 ☐ 屋外	
利 用 人 数	人	
備 考		

第4号様式（第4条関係）

寒川町健康管理センター利用変更(取消)決定通知書		年 月 日
様		
指定管理者 印		
年 月 日付けで申請のありました寒川町健康管理センターの利用変更(取消)について、次のとおり通知します。		
決 定 区 分	☐ 変 更 ☐ 取 消	
利 用 日 時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで	
利 用 施 設	☐ 予防接種室 ☐ 多目的ホール ☐ 会議室1大 ☐ 会議室2中 ☐ 栄養実習室 ☐ ミーティングルーム ☐ 母子保健室 ☐ シャワー室 ☐ 屋外	
備 考		

第3号様式（第4条関係）

寒川町健康管理センター利用変更(取消)申請書		年 月 日
(宛先)寒川町長		
住 所		
氏 名 (団体の場合は名称及び代表者氏名)		
電 話		
次のとおり寒川町健康管理センターの利用変更(取消)を申請します。		
申 請 区 分	☐ 変 更 ☐ 取 消	
利 用 日 時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで	
利 用 施 設	☐ 予防接種室 ☐ 多目的ホール ☐ 会議室1大 ☐ 会議室2中 ☐ 栄養実習室 ☐ ミーティングルーム ☐ 母子保健室 ☐ 屋外	
利 用 人 数	人	
備 考		

第4号様式（第4条関係）

寒川町健康管理センター利用変更(取消)決定通知書		年 月 日
様		
寒川町長		
年 月 日付けで申請のありました寒川町健康管理センターの利用変更(取消)について、次のとおり通知します。		
決 定 区 分	☐ 変 更 ☐ 取 消	
利 用 日 時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで	
利 用 施 設	☐ 予防接種室 ☐ 多目的ホール ☐ 会議室1大 ☐ 会議室2中 ☐ 栄養実習室 ☐ ミーティングルーム ☐ 母子保健室 ☐ 屋外	
備 考		

第5号様式（第6条関係）

寒川町健康管理センター利用報告書		年 月 日
(あて先)指定管理者		
住 所		
氏 名		
団体の場合 は名称及び 代表者氏名		
電 話		
年 月 日付けで承認のありました寒川町健康管理センターの利用について、次のとおり報告します。		
利 用 日 時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで	
利 用 団 体	報告者名	
利 用 目 的		
利 用 施 設	☐ 予防接種室 ☐ 多目的ホール ☐ 会議室1大 ☐ 会議室2中 ☐ 栄養実習室 ☐ ミーティングルーム ☐ 母子保健室 ☐ シャワー室 ☐ 屋外	
利 用 人 数	人	
利 用 設 備		
ご 意 見 等		

第5号様式（第6条関係）

寒川町健康管理センター利用報告書		年 月 日
(宛先)寒川町長		
住 所		
氏 名		
団体の場合 は名称及び 代表者氏名		
電 話		
年 月 日付けで承認のありました寒川町健康管理センターの利用について、次のとおり報告します。		
利 用 日 時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで	
利 用 団 体	報告者名	
利 用 目 的		
利 用 施 設	☐ 予防接種室 ☐ 多目的ホール ☐ 会議室1大 ☐ 会議室2中 ☐ 栄養実習室 ☐ ミーティングルーム ☐ 母子保健室 ☐ 屋外	
利 用 人 数	人	
利 用 設 備		
ご 意 見 等		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。